



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 13 日(金)
第 7 8 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (739) (中部総合事務所福祉保健局) 2 指定介護予防サービス事業者の指定 (740) (〃) 2 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (741) (〃) 2 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (742) (〃) 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (743) (西部総合事務所福祉保健局) 4 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (744) (〃) 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (745) (〃) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (746) (日野総合事務所福祉保健局) 6 保安林の指定の解除予定 (747) (森林保全課) 7 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (748~750) (森林保全課) 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) 9 警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 14

告 示

鳥取県告示第 739 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会 理事長 藤井 省三	倉吉市山根 55	ホームヘルプセンター シルバー倉吉	倉吉市福庭町二 丁目 145	訪問介護	平成 18 年 10 月 1 日
〃	〃	養護老人ホームシル バー倉吉	〃	特定施設入居 者生活介護	〃

鳥取県告示第 740 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会 理事長 藤井 省三	倉吉市山根 55	ホームヘルプセンター シルバー倉吉	倉吉市福庭町二 丁目 145	介護予防訪問 介護	平成 18 年 10 月 1 日
〃	〃	養護老人ホームシル バー倉吉	〃	介護予防特定 施設入居者生 活介護	〃

鳥取県告示第 741 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町 717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町 717-3	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成 18 年 10 月 1 日
社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町 大字泊1085-1	湯梨浜町社会福祉協議会居宅介護事業所	東伯郡湯梨浜町 はわい長瀬584	〃	〃
医療法人 十字会	倉吉市瀬崎町 2714-1	医療法人十字会訪問介護ステーションのじま	倉吉市瀬崎町 2714-1	〃	〃
社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大 字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会居宅介護事業所	東伯郡琴浦町大 字浦安123-1	〃	〃
特定非営利活動法人 あかね	倉吉市関金町関 金宿199	ケアホームあかね	倉吉市関金町関 金宿199	共同生活介護	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	グループホーム敬仁会館	倉吉市山根 430-2	共同生活介護 共同生活援助	〃
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	はしづホーム	東伯郡湯梨浜町 大字橋津43	共同生活介護	〃
社会福祉法人 希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	共同生活援助事業所グループホーム希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	共同生活援助	〃
医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	グループホームハピネス	倉吉市山根43	〃	〃

鳥取県告示第 742 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町 大字泊 1085-1	湯梨浜町社会福祉協議会相談支援事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊 1085-1	平成 18 年 10 月 1 日

社会福祉法人 地域でくらす 会	米子市内町 122	倉吉市障害者地域生活 支援センターぽかぽか	倉吉市幸町 529	〃
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	東伯郡北栄町瀬 戸 36-2	社会福祉法人北栄町社 会福祉協議会相談支援 事業所	東伯郡北栄町田井 46- 2	〃

鳥取県告示第 743 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	鳥 取 市 伏 野 2259-43	ふるさとホーム	米子市錦海町三丁目 6-9	共同生活介 護、共同生活 援助	平成 18 年 10 月 1 日
〃	〃	かもめホーム	境港市外江町3492	〃	〃
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町 福成3293	サポートセンター なごみ	西伯郡南部町福成 3293	居宅介護、重 度訪問介護、 行動援護	〃
〃	〃	祥福園	〃	短期入所	〃
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町 高田1685-3	高田の柿木村ホー ム	西伯郡大山町高田 1685-3	共同生活介 護、共同生活 援助	〃
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤 八丁目9-23	ヘルパーステー ションつばさ	米子市米原1460-7	居宅介護、行 動援護	〃
〃	〃	エポック翼	米子市上後藤三丁目 5-1	自立訓練、就 労移行支援、 就労継続支 援	〃
〃	〃	グループホームつ ばさ	米子市旗ヶ崎四丁目 1-32	共同生活介 護、共同生活 援助	〃
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850-1	ホームヘルプわれ もこう	米子市彦名町2850- 1	居宅介護、重 度訪問介護、 行動援護	〃
〃	〃	われもこうの家	〃	共同生活介 護、共同生活 援助	〃

〃	〃	短期入所いきいき われもこう	米子市夜見町彦名界 三330-4	短期入所	〃
社会福祉法人 もみの木福祉 会	米子市富益町 4660	支援センターのぞ み	米子市夜見町3001- 1	居宅介護、重 度訪問介護、 行動援護、児 童デイサー ビス、生活介 護	〃
〃	〃	もみの木園	米子市富益町4660	短期入所	〃
〃	〃	社会福祉法人もみ の木福祉会共同生 活援助事業及び共 同生活介護事業	米子市富益町4660	共同生活介 護、共同生活 援助	〃
社会福祉法人 しらゆり会	島根県松江市 山代町934-5	さざなみ	境港市渡町2480	生活介護	〃
〃	〃	光洋の里	〃	短期入所	〃
株式会社タニ シ	米子市大篠津 町688-10	障害児デイサー ビスのお家でんでん むし	米子市新開一丁目 6 -20	児童デイサ ービス	〃
境港市	境港市上道町 3000	境港市児童発達相 談センター	境港市竹内町550- 2	〃	〃

鳥取県告示第 744 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る相談支援事 業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業 を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	鳥取市伏野 2259 -43	障害者支援センターさ かいみなど	境港市外江町 3413-3	平成 18 年 10 月 1 日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町福 成 3293	サポートセンターなご み	西伯郡南部町福成 3293	〃
社会福祉法人 地域でくらす 会	米子市内町 122	障害者生活支援センタ ーまちくら	米子市内町 122	〃
有限会社ケア サービス米子	米子市角盤町三 丁目 141	ケアサービス米子相談 支援事業所	米子市角盤町三丁目 141	〃

有限会社新生 ケア・サービス	米子市吉岡 65-4	有限会社新生ケア・サービス指定相談支援事業所	米子市吉岡 65-4	〃
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850-1	相談支援事業所われも こう	米子市彦名町 2850-1	〃
社会福祉法人 もみの木福祉 会	米子市富益町 4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町 3001-1	〃

鳥取県告示第 745 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県西部福祉総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 もみの木福祉 会	米子市富益町 4660	よみ	米子市夜見町 2423-4	共同生活援助	平成 18 年 9 月 30 日
〃	〃	あすか	米子市富益町 4633-2	〃	〃

鳥取県告示第 746 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 日南福祉会	日野郡日南町 下石見 2315	ホームヘルプセンターにちなん	日野郡日南町霞 729	居宅介護、重度訪問介護	平成 18 年 10 月 1 日

医療法人社団 日翔会	日野郡日野町 根雨909-1	おしどり荘訪問介 護事業所	日野郡日野町根雨 909-1	〃	〃
社会福祉法人 江府町社会福 祉協議会	日野郡江府町 大字久連7-1	社会福祉法人江府 町社会福祉協議会 指定障害福祉サー ビス事業所	日野郡江府町大字 久連7-1	居宅介護	〃
社会福祉法人 日野町社会福 祉協議会	日野郡日野町 黒坂1247-1	社会福祉法人日野 町社会福祉協議会 指定障害者居宅介 護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	〃	〃
〃	〃	グループホームか がみやま荘	日野郡日野町黒坂 1274	共同生活援助	〃
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町 福成3293	どんぐりHouse	日野郡日野町根雨 858-1	〃	〃
特定非営利活 動法人いんく るサポート	日野郡日南町 生山834-3	障がい者支援セン ターいんくる	日野郡日南町生山 834-3	就労継続支援	〃

鳥取県告示第 747 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東 1 の 1・3 の 4・3 の 11・3 の 12・字上灘屋敷東 3610 の 9 から 3610 の 11 まで・字二割屋敷東 3688 の 13 から 3688 の 15 まで（以上 10 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 748 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字大山葵 1325 から 1328 まで、1329 の 1、1329 の 6 から 1329 の 13 まで、1329 の 16、1329 の 18 から 1329 の 22 まで、1329 の 25、1330、1331、1331 の 1、1333・1334（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字大山葵シャリ谷奥 1332、字間賀谷 1458 の 28、1458 の 30 から 1458 の 33 まで、1458 の 36、1458 の 37

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字道免1312、1314、字小山葵1323の1、1323の2、字大山葵1324

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 749 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字小瀧尾 813 の 1 から 813 の 29 まで、814、字箕ヶ谷 816、字タレザコ 842、字中尾 847、847 の 1、字横根下平 874、875、字ヒナタ 876 から 885 まで、885 の 1、字横根奥 886 から 889 まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 750 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字三吉字下モ鷲ヶ巣 714、字上ミ鷲ヶ巣 715 の 1、715 の 2、字毛谷 716 の 1 から 716 の 5 まで、717、字ヒへ谷 719 の 1 から 719 の 7 まで、720、721、723 の 1 から 723 の 3 まで、字ヲシガ谷 757、758 の 1、759、759 の 1、760、761 の 3、761、761 の 1、761 の 2、761 の 4、762 の 1、762 の 2、763 の 1 から 763 の 21 まで、字大詰谷 764、字小詰谷 765、765 の 1、字中ノ谷 766 の 1 から 766 の 3 まで、字朽谷 767 の 2 から 767 の 4 まで、768 の 1 から 768 の 4 まで、字カツラ谷 769、770、字モ々木途 771、772、字杉名谷 773、774、774 の 1、字牛谷 775、776、字長途 777、777 の 1、字ヲニガ途 778 から 781 まで、大字早瀬字杉名途 451、字柏木途 452、字桂谷 453、字朽谷 454、字中谷 455、字小詰谷 456、字大詰谷 457

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 9 月 12 日付鳥取県告示第 660 号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中坂 くま	鳥取市佐治町中宇後口畑 116 の 1
〃	鳥取市佐治町中宇四万谷 129 の 15
〃	鳥取市佐治町中宇四万谷 129 の 17
光浪吉三郎	鳥取市佐治町中宇奥山 284
山口 爲重	〃
光浪吉三郎	鳥取市佐治町中宇奥山 284 の 2
光浪権次郎	〃
光浪 松蔵	〃
光浪常次郎	〃
光浪 竹蔵	〃
山口 爲重	〃
光浪 亀雄	鳥取市佐治町中宇奥山 284 の 3
〃	鳥取市佐治町中宇奥山 284 の 4
中坂 くま	鳥取市佐治町中宇四萬谷上 307 の 6
〃	鳥取市佐治町中宇四萬谷上 307 の 10
遠藤 甚作	鳥取市佐治町栃原字クラリン谷 351

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 9 月 15 日付鳥取県告示第 669 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

兼田 又藏	鳥取市鹿野町末用字辨慶谷 322
〃	鳥取市鹿野町末用字辨慶谷 323
〃	鳥取市鹿野町末用字法楽寺谷 335
〃	鳥取市鹿野町末用字法楽寺谷 337
原田 友弘	鳥取市鹿野町末用字法楽寺谷 2134

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 9 月 15 日付鳥取県告示第 670 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市鹿野町鹿野字ス、谷 2547 の 1
井伊 安造	鳥取市鹿野町鷺峰字會下谷 96 の 18
〃	鳥取市鹿野町鷺峰字會下谷 96 の 23
〃	鳥取市鹿野町鷺峰字會下谷 96 の 26

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小林 幸江	鳥取市鹿野町河内字奥板山 1998 の 1
小林 金治	鳥取市鹿野町河内字奥板山 1999
岡田 美男	鳥取市鹿野町鷺峰字來ル日 504
土橋 善彦	鳥取市鹿野町鷺峰字來ル日 510
〃	鳥取市鹿野町鷺峰字來ル日 511

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

倉益 重正	鳥取市鹿野町河内字檜木 2947 の 1
〃	鳥取市鹿野町河内字檜木 2947 の 2
〃	鳥取市鹿野町河内字檜木 2947 の 3
〃	鳥取市鹿野町河内字檜木 2948 の 1
〃	鳥取市鹿野町河内字檜木 2948 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 18 年 9 月 15 日付鳥取県告示第 671 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

市瀬組	八頭郡智頭町大字市瀬字小谷 2571 の 1
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字小谷 2571 の 2
山本 三郎	八頭郡智頭町大字市瀬字ニノフ谷 2587
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字ニノフ谷 2590 の 1
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字ニノフ谷 2590 の 3

市瀬組	八頭郡智頭町大字市瀬字ニノフ谷 2596
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字ニノフ谷 2597

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2 級

2 実施日時

平成 19 年 1 月 31 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室

4 受検定員

30 名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成 18 年 11 月 6 日（月）から同月 17 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

8 検定申請書の提出先等

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は申請期間の途中であつても締め切る。また、郵便等による検定申請書の提出は、認めない。

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し））
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。